



2025 年 7 月 3 日

各 位

会 社 名 日 本 曹 達 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 阿 賀 英 司
(コード番号 4041 東証プライム)
問 合 せ 先 総 務 部 長 片 岸 豊 信
(TEL 03-6366-1920)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本自己株式処分の概要

(1) 払込期日	2025 年 7 月 25 日
(2) 処分する株式の種類および数	当社普通株式 10,676 株
(3) 処分価額	1 株につき 3,145 円
(4) 処分総額	33,576,020 円
(5) 処分先およびその人数 ならびに処分株式の数	取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および非常勤取締役を除く） 4 名 6,866 株 執行役員 10 名 3,810 株

2. 本自己株式処分の目的および理由

当社は、2022 年 4 月 22 日開催の取締役会において、株主の皆様との一層の価値共有を進め、当社の企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、従来の株式給付信託による業績連動型株式報酬制度に代え、当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および非常勤取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）、執行役員および参与（以下、総称して「割当対象者」といいます。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、2022 年 6 月 29 日開催の第 153 回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬債権として、対象取締役に対して年額 60 百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、本制度により当社が対象取締役に対して発行または処分する当社普通株式の総数は年 30,000 株以内（ただし、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）または株式併合が行われた場合は、当該効力発生日以降に、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものとします。（なお、当社の普通株式は、2024 年 10 月 1 日付で 1 株につき 2 株の割合で株式分割され、同日以降、本制度により当社が対象取締役に対して発行または処分する当社普通株式の総数は年

60,000株以内となっております。))とすること、および各割当対象者が当社取締役会で定める地位から退任または退職するまでの期間を譲渡制限期間とすることにつき、ご承認いただいております。

その上で、当社は、本日開催の取締役会において、割当対象者14名に対し、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計33,576,020円(以下、「本金銭報酬債権」といいます。)を支給するとともに、当社普通株式10,676株(以下、「本割当株式」といいます。)を処分することを決議いたしました。

本自己株式処分において、当社と割当対象者との間で締結される譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)の概要は、以下の通りです。なお、本制度の導入目的である、株主の皆様との価値共有と当社の企業価値の向上を中長期にわたって実現するため、譲渡制限の期間を、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任または退職する日までとしております。

<株式割当契約の概要>

(1) 譲渡制限期間

割当対象者は、本割当株式の払込期日から当社の取締役、執行役員、参与、使用人またはその他これに準ずる最終地位を退任もしくは退職する日、または本割当株式の払込期日の属する事業年度に係る当社の有価証券報告書(本割当株式の払込期日が当社の事業年度開始後6か月以内の日である場合には当社の半期報告書)が提出される日のいずれか遅い日までの間(以下、「本譲渡制限期間」といいます。)、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

割当対象者が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間、継続して当社の取締役、執行役員、参与、使用人またはその他これに準ずるいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、正当な理由または死亡により退任または退職した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

ただし、割当対象者が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、正当な理由または死亡により当社の取締役、執行役員、参与、使用人またはその他これに準ずるいずれの地位からも退任または退職した場合は、割当対象者が保有する本割当株式のうち、払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から割当対象者が退任または退職した日を含む月までの月数を12で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合は、1とします。)に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てます。)の株式について、譲渡制限を解除いたします。

(3) 無償取得事由

割当対象者が、正当な理由によらず当社の取締役、執行役員、参与、使用人またはその他これに準ずるいずれの地位からも退任または退職した場合は、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合は、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編などにおける取り扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編などに関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編などに関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合は、当社の取締役会の決議により、払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から当該承認の日(以下、「組織再編等承認日」といいます。)を含む月までの月数を12で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合は、1とします。)

に、組織再編等承認日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てます。）の株式について、当該組織再編など効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合は、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) 株式の管理

割当対象者は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて本割当株式について記載または記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものといたします。

3. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会の直前営業日（2025 年 7 月 2 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 3,145 円といたしました。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上